

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第四課

1. 案件名 (国名)

国名：ネパール連邦民主共和国

案件名：学校セクター開発計画

The School Sector Development Plan

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における教育セクターの現状と課題

ネパール連邦民主共和国(以下「ネパール」という。)では、昨年2016年7月に終了した7か年教育開発計画である「学校セクター改革計画 (School Sector Reform Plan。以下「SSRP」という。)2009-2016」を通して教育へのアクセス面における改善が見られ、初等及び中等教育における就学率及び残存率が向上した(初等教育(1~5年生)の純就学率:93.7%(2009)から96.6%(2016)、基礎教育(1~8年生)の純就学率:83.2%(2009)から89.4%(2016)、中等教育(9~12年生)の純就学率23.9%(2009)から37.7%(2016)、基礎教育残存率:62%(2009)から74.6%(2016)(教育省))。一方で、SSRP 合同評価最終報告書 (Joint Evaluation of Nepal's SSRP Final Report) では、地域、民族間による教育へのアクセスの格差(最低カースト層(ダリット)のカトマンズ盆地における初等教育純就学率46%(2016)(教育省))や、それに伴う児童の学力差については引き続き課題となっており、全ての子どもたちへの基礎教育の提供とともに、教育の質の改善が求められている。また、教育マネジメントの面からは、教育行政の地方分権化や住民参加による学校運営が法制度化されているが、地方行政や学校レベルの人材能力及び予算不足等から十分に機能していない点が指摘されている。

(2) 当該国における教育セクターの開発政策における本事業の位置づけ及び必要性

このような状況に対し、ネパールは、第14次3か年計画(2016/17-2019/20年度)において、教育セクター開発を貧困削減に向けた主要戦略の一つとして掲げ、SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)/EFA (Education for All: 万人のための教育) 達成に向けた取り組みを行っている。また、SSRPの後継7か年教育開発計画として「学校セクター開発計画 (School Sector Development Plan。以下「SSDP」という。)2016-2023」が2016年7月から実施されている。SSDPにおいてはレベル別(就学前、初等、中等教育、識字・生涯教育等)アプローチに加え、分野横断的テーマとして①教員マネジメントと職能開発、②学校ガバナンスとマネジメント、③教育行政機関の能力開発、④災害リスク削減と学校安全、⑤モニタリング評価・アセスメント、⑥試験と認証評価、⑦情報通信技術を活用した教育、⑧学校保健の切り口から各種取組を行っている。

学校セクター開発計画(以下「本事業」という。)は、SSDPにおいて、各種取組を実行するための財源の一つとして位置付けられており、財政支援を通じ、当国の教育の質の向上、地域、民族間格差の解消、教育行財政マネジメントの改善を促進するものである。

(3) 教育セクター/ネパールに対する我が国及びJICAの援助方針と実績

我が国の対ネパール国別援助方針(2012年4月)における開発課題として「教育・保健サービスの向上」が定められ、その下に「万人のための教育」プログラムを設けて基礎

教育への支援を実施することとしている。また、対ネパール連邦民主共和国 JICA 国別分析ペーパー（2014 年 4 月）において、地方・農村部の貧困削減のため、教育や保健等の基礎的サービス向上が重点課題であると分析しており、本事業はこれら方針、分析に合致する。

JICA は、2014 年から 3 年間 SSRP（2 年）と SSDP（1 年）の実施のための財政支援を行い、別途実施中の技術協力「小学校運営改善支援プロジェクト（フェーズ 2）」（2013 年～2017 年）に関連する学校運営能力強化研修等の予算が SSRP/SSDP の中から割り当てられることとなり、学校改善計画の全国普及活動が実施でき、同案件の効果拡大に大きく貢献した。また、財政支援に参画することで、財政支援に参加するドナーや当国政府との情報共有や意見交換のみならず、日本の協力の強みや方向性を踏まえて SSRP/SSDP の資金用途を含めた全体計画や政策協議におけるインプットを行うことが可能となった。継続的な政策協議への参加が可能となり、ネパール政府に対して発言権を得たことで、日本の協力分野に対する確実な予算確保を働きかけることができるようになった他、SSDP の政策過程に財政支援ドナーとして中心的議論に参加することで、日本の技術協力プロジェクトの成果を SSDP の政策・戦略に反映した。

(4) 他の援助機関の対応

SSDP では、前身である SSRP に引き続き日本以外に八つの国・機関（世界銀行（World Bank。以下「WB」という。）、アジア開発銀行（Asia Development Bank。以下「ADB」という。）、ユニセフ、欧州連合（European Union。以下「EU」という。）、ノルウェー、フィンランド、オーストラリア、教育のためのグローバル・パートナーシップ（Global Partnership for Education。以下「GPE」という。））が財政支援を行っている。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、ネパール政府の SSDP において、他ドナーと協調しつつ既存の制度・枠組みを最大限活用した財政支援を行うことにより、プロジェクト型支援等の成果の政策への反映と普及を図り、もって SSDP の目標である教育の質の向上、教育の地域・民族間格差解消、教育行財政マネジメントの改善に寄与する。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名：ネパール全土

(3) 総事業費／概算協力額

支援対象プログラム全体の想定資金規模総額：111 億ドル（1 兆 2655 億円相当）（7 年間）
概算協力額内訳（日本側）：900 百万円（802 万ドル相当）（2016 年度～2018 年度の 3 年間）

本年度 300 百万円（267 万ドル相当）

※支援対象プログラムは 2023 年までであるため、プログラムの進捗、達成度を確認の上、2019 年度以降の拠出を検討予定。

WB：150 百万ドル（2016 年～2021 年）

ADB：120 百万ドル（2016 年～2021 年）

ユニセフ：2.5 百万ドル（2016 年～2021 年）

EU：56.5 百万ユーロ（2016 年～2021 年）

ノルウェー：350 百万ノルウェー・クローネ（2016 年～2021 年）

フィンランド：2 百万ユーロ（2016 年～2021 年）

オーストラリア：12 百万オーストラリアドル（2016 年～2020 年）

GPE：26 百万ドル（2016 年～2018 年）

(4) 事業実施スケジュール（協力期間）

支援対象プログラム：2016 年 7 月～2023 年 6 月（84 ヶ月）

本事業の贈与実行時期：2017 年 11 月（予定）

(5) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

1) 支援対象プログラム責任機関：ネパール教育省

2) 先方政府・参加ドナー共通のモニタリング・評価実施体制

SSDP の実施、モニタリング、評価については、全て当国政府と参加ドナーとが合同で実施することとし、具体的な方法については合意文書等により確認する。ドナー資金は当国政府の口座に直接拠出され、当国の財政制度に基づいて管理・支出される。ドナー資金を含む予算執行管理は教育局プログラム予算課が担当し、三半期ごとに財務報告書を作成し、参加ドナーに提出される。1 年間の成果を合同で評価し、次年度の計画について協議を行う場として、合同予算協議会が年 1 回 3 月に開催される。この結果を踏まえて、次年度の年次活動計画が策定され、7 月から新年度が開始される。その他に、プログラムの進捗を目標指標の達成具合を含めて確認する合同進捗確認会合が 11 月に実施されている。また財政支援ドナーによるマクロ教育財政の状況や運営についての進捗確認会議が定期的に行われており、我が国もこのすべてのプロセスに参画し、進捗の確認等を行う。

3) 現地における日本側のドナー合同モニタリング・評価への参加体制

大使館の担当官並びに JICA 事務所の教育担当所員及び現地職員、個別専門家「教育政策アドバイザー」が、各種会合等へ参加する。

(6) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

①カテゴリ分類：C

②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進

SSDP では学校教育の無償化や僻地における学校建設や移動教育の実施等の活動を行っており、貧困層の教育へのアクセス向上に貢献している。また、低カーストを対象とした奨学金プログラムを実施しており、さらに、貧困カードを導入してカード所持者を対象にした奨学金の供与、貧困家庭児童への現金供与を予定しており、貧困層に直接裨益する政策実施を検討していることから、「貧困配慮案件」に分類する。

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）

女子生徒を対象とした奨学金支給プログラムの実施や、全ての学校に女子トイレを建設することから、「ジェンダー活動統合案件」とする。また、SSDP では障害者に対する奨学金プログラムや、正規学校への入学支援の活動も含まれており障害者に対する配慮がなされている。

(7) 他事業、ドナー等との連携・役割分担

1) 日本の他事業との連携

JICAが実施する技術協力「小学校運営改善支援プロジェクト（フェーズ2）」（2013年～2017年）の学校運営改善の普及展開にかかる支援及び個別専門家「教育アドバイザー」（2012年～2017年）による政策・制度面でのインプットと連携してSSDPに対する財政支援を実施することにより、SSDPの枠組みにおいて技術協力の成果を広く普及・展開し、制度化していくことが可能となる。

2) 参加ドナーとの連携・役割分担

SSDPを支援する他ドナーは主に財政支援による協力を行っており、SSDP参加ドナーと協働でSSDPの円滑な実施とプログラム目標の達成を支援する。具体的には、現在ネパール政府とドナーをメンバーとする八つのテーマ別（教員職能開発とマネジメント、カリキュラム、低学年読解、幼児教育、アクセスと参加、インクルージョン教育、復興・リスク軽減・学校の安全、試験・認証・評価）ワーキンググループ（Technical Working Group。以下「TWG」という。）の形成が進んでおり、各TWGが中心となってSSDPの進捗促進に当たることになっており、日本もTWGメンバーとして技術的インプットを行う。

(8) その他特記事項：特になし

4. 外部条件・リスクコントロール

ネパール政府の初等教育にかかる方針が変更されず、SSDPが計画どおり実施される。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

インドネシア共和国「開発政策借款」（2005年～2008年）やベトナム社会主義共和国「第3・4・5次貧困削減支援借款」（2004年～2006年）の事後評価結果等から、財政支援型の援助の成果発現のためには、政策レベルでの議論と現場レベルでの技術協力との連携（具体的には、政策レベルで議論された政策課題を現場の技術協力につなげ実効性を高める、現場での問題意識や課題を政策対話に持ち込む等）が重要であるとの教訓が得られている。

(2) 本事業への教訓

本事業においても、教育の質の向上、地域、民族間の教育格差解消、教育行財政マネジメントの改善という成果の発現のために、本事業による財政支援、個別専門家による政策レベルでのインプットと技術協力による活動との連携を取りながら進めていく計画である。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

2. (2) 及び(3)に記載のとおり、本事業は持続可能な開発目標（SDGs）やEFA達成を目指すネパールの開発政策及び我が国の援助方針との整合性がある。また、我が国が、当該セクターにおいて実施している技術協力プロジェクトから得られる知見を、制度・政策や計画の策定段階でインプットすることにより全国レベルに普及させるためには、本事業を活用してSSDPの政策対話に参画することが重要である。

(2) 有効性

① 定量的効果

指標名	基準値 (2015/16年)	目標値 (2020/21年) 【支援対象プログラム5年目】
基礎教育 (1-8年) 純就学率 (%)	89.4	97.0
基礎教育 (8年生) 修了率 (%)	69.6	85.1
基礎教育における非就学児童率 (%)	10.6	5.0
5年生の学習到達度 (%)	算数 48.0	56.0
	ネパール語 46.0	59.0
	英語 50.0	57.0
8年生の学習到達度 (%)	算数 35.0	55.0
	ネパール語 48.0	57.0
	理科 43.5	55.0

② 定性的効果

- ・ 授業を受けやすい安全な学校環境、学校に通いやすい学びの環境の提供。
- ・ 地域間及び民族間における教育格差の減少。
- ・ 組織能力開発計画 (Capacity and Institutional Development Plan) の作成と実行。
- ・ 国家予算に占める教育セクター予算の増加。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

6. (2) ①のとおり。

(2) 今後の評価のタイミング

支援対象プログラムの終了時点で被援助国政府や参加ドナーにより実施される共同レビューまたは評価に日本政府/JICAが参加し実施。

以上